

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 二十 (略)</p> <p>二十の二 親会社等状況報告書 法第二十四条の七第一項（同条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する親会社等状況報告書をいう。</p> <p>二十の三 二十の七 (略)</p> <p>二十一 三十一 (略)</p> <p>(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)</p> <p>第十三条 法第十三条第二項第一号イ(2)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 届出目論見書</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の適用を受ける場合には、第十条第一項第三</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 二十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十の二 二十の六 (略)</p> <p>二十一 三十一 (略)</p> <p>(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)</p> <p>第十三条 法第十三条第二項第一号イ(2)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 届出目論見書</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の適用を受ける場合には、第十条第一項第三</p>

号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項

二 (略)

2 (略)

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第十四条の十六 (略)

2 法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。

以下この号及び第十九条の五第一項において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号及び第十九条の五第一項において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ・ハ (略)

二 (略)

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ (略)

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有

号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項

二 (略)

2 (略)

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第十四条の十六 (略)

2 法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。

以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ・ハ (略)

二 (略)

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ (略)

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有

価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項及び第十九条の四において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ（略）

3～8（略）

（親会社等状況報告書を提出する非居住者の代理人）

第十九条の四 親会社等（法第二十四条の七第一項に規定する親会社等をいう。以下同じ。）のうち非居住者（以下この条から第十九条の八まで及び第二十二条第三項において「外国親会社等」という。）は、本邦内に住所を有する者であつて、当該書類に関する報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国親会社等を代理する権限を有するものを定めなければならない。

（親会社等状況報告書の記載内容等）

第十九条の五 法第二十四条の七第一項に規定する内閣府令で定めるものは、親会社等が発行者である有価証券が外国証券取引所に上場され、当該外国証券取引所が設立されている国の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合又は店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引

価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ（略）

3～8（略）

（新設）

（新設）

所に上場されている有価証券に準ずるもので、その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合であつて、当該書類について本邦において閲覧することができる状態にある会社とする。

2 法第二十四条の七第一項及び同条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により親会社等状況報告書を提出すべき親会社等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により親会社等状況報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならぬ。

一 提出すべき会社が内国親会社等（親会社等のうち外国親会社等を除くもの）をいう。以下第十九条の七第一項、第十九条の八及び第二十一条第一項において同じ。）である場合 第五号の様式

二 提出すべき会社が外国親会社等である場合 第十号の様式

3 外国親会社等が提出する親会社等状況報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならぬ。

一 当該親会社等状況報告書に記載された当該外国親会社等の代表者が当該親会社等状況報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二 当該外国親会社等が、本邦内に住所を有する者に、当該親会社等状況報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国親会社等を代理する権限を付与したことを証する書面

(外国親会社等に係る親会社等状況報告書の提出期限の承認の手續等)

第十九条の六 法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告

書を提出すべき外国親会社等が令第四条の八ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一 当該親会社等状況報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

二 当該親会社等状況報告書に係る事業年度終了の日

三 当該親会社等状況報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

2 第十九条の四の規定は、外国親会社等が前項に規定する承認申請書を提出する場合に準用する。

3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 当該承認申請書に記載された当該外国親会社等の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三 当該外国親会社等が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国親会社等を代理する権限を付与したことを証する書面

四 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実

(新設)

かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国親会社等が、その本国の法令又は慣行により、親会社等状況報告書その事業年度経過後三月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る親会社等状況報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る親会社状況等報告書について、承認をするものとする。

5 前項の承認は、同項の外国親会社等が毎事業年度経過後三月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

6 第三項及び前項に掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(親会社等状況報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)

第十九条の七 令第四条の九第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる親会社等状況報告書の提出親会社等の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 内国親会社等

イ 定款

ロ 令第四条の九第二項第一号に掲げるものについては、解散を決議した株主総会の議事録の写し及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

ハ 令第四条の九第二項第二号に掲げるものについては、営業又は事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

ニ 令第四条の九第四項に規定するものについては、当該更正手続開始の公告の写し

二 外国親会社等

イ 前号に掲げる書類(前号ロに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類)

ロ 当該承認申請書に記載された当該外国親会社等の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ 当該外国親会社等が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国親会社等を代理する権限を付与したことを証する書面

(新設)

2 令第四条の九第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とする。

3 令第四条の九第三項に規定する内閣府令で定める書類は、当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定するもので、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国親会社等及び内国親会社等にあつては、これらに準ずるもの。）とする。

4 第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

第十九条の八 令第四条の十第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる親会社等状況報告書の提出親会社等の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 内国親会社等

イ 定款

ロ 令第四条の十第二項第一号に掲げるものについては、解散を決議した株主総会の議事録の写し及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

ハ 令第四条の十第二項第二号に掲げるものについては、営業又は事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

二 外国親会社等

イ 前号に掲げる書類（前号ロに掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類）

ロ 当該承認申請書に記載された当該外国親会社等の代表者が当該承認申請書の提出に關し正当な権限を有する者であることを

証する書面

ハ 当該外国親会社等が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国親会社等を代理する権限を付与したことを証する書面

2 前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(有価証券通知書等の提出先)

第二十条 有価証券通知書(第六条において準用する第四条第一項の規定による有価証券通知書を含む。)、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類(発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。)並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類(発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。)及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。)に提出しなければならない。

(有価証券通知書等の提出先)

第二十条 有価証券通知書(第六条において準用する第四条第一項の規定による有価証券通知書を含む。)、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類(発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。)並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類(発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。)及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。)に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

3 親会社等状況報告書、令第四条の九第一項及び令第四条の十第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類、第十九条の七第三項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する親会社等は、当該書類を提出子会社（法第二十四条の七第一項に規定する提出子会社をいう。第二十一条第二号、第二十二条第一項第二号及び第二十二條第三項において同じ。）が有価証券報告書を提出する財務局長等と同じ財務局長等に提出しなければならない。

4 前三項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長等に提出しなければならない。

(有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧)

第二十一条 法第二十五条第一項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

一 法第二十五条第一項第一号から第七号まで（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる書類 関東財務局及び当該書類の提出会社の本店又は主たる事務所（提出会社が外国会社である場合には、第七条の規定による代理人）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。次号において

一・二 (略)

2 (略)

(新設)

3 前二項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長等に提出しなければならない。

(有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧)

第二十一条 法第二十五条第一項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる書類は、関東財務局及び当該書類の提出会社の本店又は主たる事務所（提出会社が外国会社である場合には、第七条の規定による代理人）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供する。

同じ。)

二 法第二十五条第一項第八号(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる書類 関東財務局及び当該書類を提出する親会社等に係る提出子会社の本店又は主たる事務所(当該提出子会社が外国会社である場合には、提出子会社の第七条の規定による代理人)の所在地を管轄する財務局

第二十二條 内国会社及び内国親会社等で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出したものは、同条第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により、次の各号に掲げる当該内国会社及び当該内国親会社等が提出した書類の区分に応じ、当該各号に定めるものの本店又は主たる事務所及び主要な支店(次項に規定する主要な支店をいい、第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)においてそれぞれの営業時間又は業務時間中これらの書類の写しを公衆の縦覧に供するものとする。

一 法第二十五条第一項第一号から同項第七号に掲げる書類 当該内国会社

二 法第二十五条第一項第八号に掲げる書類 当該内国親会社等の提出子会社

2 (略)

3 前二項の規定は、本邦内に支店を有する外国会社、外国親会社等の本邦内にある提出子会社の本店又は主たる事務所及び主要な支店及び当該外国会社の本邦内にある主要な支店に準用する。

第二十二條 内国会社で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出

したものは、同条第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により、当該内国会社の本店又は主たる事務所及び主要な支店(次項に規定する主要な支店をいい、第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)においてそれぞれの営業時間又は業務時間中これらの書類の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

2 (略)

3 前二項の規定は、本邦内に支店を有する外国会社及び当該外国会社の本邦内にある主要な支店に準用する。

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(69) (略) (70) 提出会社の親会社等の情報 (削る)</p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(69) (略) (70) 提出会社の親会社等の情報</p> <p>a 提出会社（法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券の発行者であるものに限る。eにおいて同じ。）の親会社等が継続開示会社でない場合（当該親会社等が発行者である有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。aにおいて同じ。）に上場され、当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合又は法第2条第8項第7号ハに規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるもので、その国（州その他の地域を含む。）の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合であつて、当該書類について本邦において閲覧することができる状態にある場合を除く。（dにおいて「外国上場会社」という。））には、次に掲げる事項（当該親会社等が外国会社の場合には次に掲げる事項に準ずるもの）を記載すること。</p> <p>(a) 当該親会社等の名称、株式の所有者別状況、大株主の状況及び役員の状況</p> <p>(b) 届出書提出日現在の当該親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の商法第281条第1項各号に掲げる貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書（(b)及びcにおいて「計算書類等」といい、商法特例法第21条の26第1項各号に掲げる計算書類等を含む。）（監査役又は監査委員会の監査報告書（商法第281条ノ3第1項又は商法特例法第14条第2項若しくは同法第21条の29第1項の規定による監査報告書をいう。）及び会計監査人の監査を受けている場合には当該会計監査人の監査報告書（商法特例法第13条第1項又は同法第21条の28第1項の規定による監査報告書をいう。）を当該計算書類等に添付すること。）</p> <p>b 親会社等の株式の所有者別状況、大株主の状況及び役員の状況は、「第二部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」欄中「1 株式等の状況」の「(4) 所有者別状況」及び「(5) 大株主の状況」並びに「5 役員の状況」に準じて記載すること。</p> <p>c 親会社等の計算書類等の記載に代えて、当該計算書類等を届出書に添付することができる。</p> <p>d a(a)及び(b)に掲げる事項の全部又は一部について記載又は添付できない場合にはその理</p>

法第24条の7第1項に規定する親会社等の名称及び当該親会社等がない場合にはその旨を記載すること。

(70-2) ～(78) (略)

由を、親会社等がない場合にはその旨を、親会社等が継続開示会社である場合又は外国上場会社である場合にはその旨、親会社等の名称及び上場取引所名等を記載すること。

e この号において、親会社等とは、会社及び当該会社が総株主の議決権（所有の態様に応じて総株主の議決権に類するものを含む。）の100分の50を超える議決権（所有の態様に応じて議決権に類するものを含む。）を自己又は他人（仮設人を含む。eにおいて同じ。）の名義をもつて所有する会社その他の者（eにおいて「被支配会社等」といい、当該会社及び当該被支配会社等が併せて他の会社その他の者の総株主の議決権（所有の態様に応じて総株主の議決権に類するものを含む。）の100分の50を超える議決権（所有の態様に応じて議決権に類するものを含む。）を自己又は他人の名義をもつて所有する場合における当該他の会社その他の者についても被支配会社等とみなしてeの規定を適用する。）が併せて提出会社の総株主の議決権の100分の50を超える議決権に係る株式を自己又は他人の名義をもつて所有する場合の当該会社をいう。

(新設)

(70-2) ～(78) (略)

改正案	現行
<p>第三号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1)～(48) (略)</p> <p>(49) 提出会社の親会社等の情報 (削る)</p>	<p>第三号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1)～(48) (略)</p> <p>(49) 提出会社の親会社等の情報</p> <p>a 提出会社(法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券の発行者であるものに限る。eにおいて同じ。)の親会社等が継続開示会社でない場合(当該親会社等が発行者である有価証券が外国証券取引所(本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。aにおいて同じ。)に上場され、当該外国証券取引所が設立されている国(州その他の地域を含む。)の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合又は法第2条第8項第7号ハに規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるもので、その国(州その他の地域を含む。)の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合であつて、当該書類について本邦において閲覧することができる状態にある場合を除く。(dにおいて「外国上場会社」という。))には、次に掲げる事項(当該親会社等が外国会社の場合には次に掲げる事項に準ずるもの)を記載すること。</p> <p>(a) 当該親会社等の名称、株式の所有者別状況、大株主の状況及び役員の状況</p> <p>(b) 提出会社の当事業年度末以前の当該親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の商法第281条第1項各号に掲げる貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書((b)及びcにおいて「計算書類等」といい、商法特例法第21条の26第1項各号に掲げる計算書類等を含む。)(監査役又は監査委員会の監査報告書(商法第281条ノ3第1項又は商法特例法第14条第2項若しくは同法第21条の29第1項の規定による監査報告書をいう。))及び会計監査人の監査を受けている場合には当該会計監査人の監査報告書(商法特例法第13条第1項又は同法第21条の28第1項の規定による監査報告書をいう。)を当該計算書類等に添付すること。)</p> <p>b 親会社等の株式の所有者別状況、大株主の状況及び役員の状況は、「第一部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」欄中「1 株式等の状況」の「(4) 所有者別状況」及び「(5) 大株主の状況」並びに「5 役員の状況」に準じて記載すること。</p> <p>c 親会社等の計算書類等の記載に代えて、当該計算書類等を報告書に添付することができ</p>

法第24条の7第1項に規定する親会社等の名称及び当該親会社等がない場合にはその旨を記載すること。

(49-2)～(55) (略)

る。

d a(a)及び(b)に掲げる事項の全部又は一部について記載又は添付できない場合にはその理由を、親会社等がない場合にはその旨を、親会社等が継続開示会社である場合又は外国上場会社である場合にはその旨、親会社等の名称及び上場取引所名等を記載すること。

e この号において、親会社等とは、会社及び当該会社が総株主の議決権（所有の態様に応じて総株主の議決権に類するものを含む。）の100分の50を超える議決権（所有の態様に応じて議決権に類するものを含む。）を自己又は他人（仮設人を含む。eにおいて同じ。）の名義をもつて所有する会社その他の者（eにおいて「被支配会社等」といい、当該会社及び当該被支配会社等が併せて他の会社その他の者の総株主の議決権（所有の態様に応じて総株主の議決権に類するものを含む。）の100分の50を超える議決権（所有の態様に応じて議決権に類するものを含む。）を自己又は他人の名義をもつて所有する場合における当該他の会社その他の者についても被支配会社等とみなしてeの規定を適用する。）が併せて提出会社の総株主の議決権の100分の50を超える議決権に係る株式を自己又は他人の名義をもつて所有する場合の当該会社をいう。

(新設)

(49-2)～(55) (略)

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行																																								
<p>第5号の4様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 親会社等状況報告書</p> <p>【根拠条文】 証券取引法第24条の7第1項及び第2項</p> <p>【提出先】 財務（支）局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【事業年度】 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）</p> <p>【会社名】 _____</p> <p>【英訳名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【最寄りの連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 _____ 名称 _____ （所在地） _____</p> <p>第1【提出会社の状況】</p> <p>1【株式等の状況】</p> <p>(1)【所有者別状況】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width:10%;">区分</th> <th colspan="8" style="text-align: center;">株式の状況（1単元の株式数 株）</th> <th rowspan="3" style="width:10%;">単元未 満株式 の状況 (株)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="width:10%;">政府及 び地方 公共団 体</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">金融機 関</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">証券会 社</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">その他 の法人</th> <th colspan="2" style="width:20%;">外国法人等</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">個人そ の他</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">計</th> </tr> <tr> <th style="width:10%;">個人以 外</th> <th style="width:10%;">個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width:10%;">株主数 (人)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>所有株式 数 (単元)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未 満株式 の状況 (株)	政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	証券会 社	その他 の法人	外国法人等		個人そ の他	計	個人以 外	個人	株主数 (人)									—	所有株式 数 (単元)										<p>(新設)</p>
区分		株式の状況（1単元の株式数 株）													単元未 満株式 の状況 (株)																										
		政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	証券会 社	その他 の法人	外国法人等		個人そ の他	計																																
	個人以 外					個人																																			
株主数 (人)									—																																
所有株式 数 (単元)																																									

所有株式 数の割合 (%)									100	—
---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	---

(2) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (%)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
計	—		

2 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式 数 (株)
計					

第2 【商法の規定に基づく計算書類等】

- 1 貸借対照表
- 2 損益計算書
- 3 営業報告書

4 附属明細書

(記載上の注意)

- (1) 所有者別状況、大株主の状況及び役員の様子は、第三号様式の「第一部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」欄中「1 株式等の状況」の「(4) 所有者別状況」及び「(5) 大株主の状況」並びに「5 役員の様子」に準じて記載すること。
- (2) 親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の商法第281条第1項各号に掲げる貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書（以下「計算書類等」といい、商法特例法第21条の26第1項各号に掲げる計算書類等を含む。）（監査役又は監査委員会の監査報告書（商法第281条ノ3第1項又は商法特例法第14条第2項若しくは同法第21条の29第1項の規定による監査報告書をいう。）及び会計監査人の監査を受けている場合には当該会計監査人の監査報告書（商法特例法第13条第1項又は同法第21条の28第1項の規定による監査報告書をいう。）を当該計算書類等に添付すること。
- (3) 商法の規定に基づく計算書類等の記載に代えて、当該計算書類等を報告書に添付することができる。

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行																
<p>第十号の三様式</p> <p><u>【表紙】</u></p> <p><u>【提出書類】</u> 親会社等状況報告書</p> <p><u>【根拠条文】</u> 証券取引法第24条の7第1項及び第2項</p> <p><u>【提出先】</u> 財務（支）局長</p> <p><u>【提出日】</u> 平成 年 月 日</p> <p><u>【事業年度】</u> 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）</p> <p><u>【会社名】</u> _____</p> <p><u>【英訳名】</u> _____</p> <p><u>【代表者の役職氏名】</u> _____</p> <p><u>【本店の所在の場所】</u> _____</p> <p><u>【代理人の氏名又は名称】</u> _____</p> <p><u>【代理人の住所又は所在地】</u> _____</p> <p><u>【電話番号】</u> _____</p> <p><u>【事務連絡者氏名】</u> _____</p> <p><u>【最寄りの連絡場所】</u> _____</p> <p><u>【電話番号】</u> _____</p> <p><u>【縦覧に供する場所】</u> 名称 <u>（所在地）</u></p> <p>第1 <u>【提出会社の状況】</u></p> <p>1 <u>【株式等の状況】</u></p> <p>(1) <u>【所有者別状況】</u></p> <p>(2) <u>【大株主の状況】</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">氏名又は名称</th> <th style="width: 20%;">住所</th> <th style="width: 20%;">所有株式数（%）</th> <th style="width: 40%;">発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	氏名又は名称	住所	所有株式数（%）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）													<p>(新設)</p>
氏名又は名称	住所	所有株式数（%）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）														

計	—		
---	---	--	--

2 【役員の様況】

第2 【計算書類等】

- 1 貸借対照表に準ずるもの
- 2 損益計算書に準ずるもの
- 3 営業報告書に準ずるもの
- 4 附属明細書に準ずるもの

(記載上の注意)

- (1) 所有者別様況、大株主の様況及び役員の様況は、第八号様式の「第一部 企業情報」の「第5 提出会社の様況」欄中「1 株式等の様況」の「(3) 所有者別様況」及び「(4) 大株主の様況」並びに「4 役員の様況」に準じて記載すること。
- (2) 親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の商法第281条第1項各号に掲げる貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に準ずるもの（以下「計算書類等」といい、商法特例法第21条の26第1項各号に掲げる計算書類等を含む。）（監査役又は監査委員会の監査報告書（商法第281条ノ3第1項又は商法特例法第14条第2項若しくは同法第21条の29第1項の規定による監査報告書をいう。）及び会計監査人の監査を受けている場合には当該会計監査人の監査報告書（商法特例法第13条第1項又は同法第21条の28第1項の規定による監査報告書をいう。）に準ずるものを当該計算書類等に添付すること。
- (3) 計算書類等の記載に代えて、当該計算書類等を報告書に添付することができる。